

## 仙台市議海外視察控訴審判決に対するコメント

H21年9月18日 仙台市民オンブズマン

本件判決のエッセンスは、10頁の(1)の部分である。「議会において必要があると認めれるとき」という文言について、法律論は不要で、出張の必要性や合理性を全て議会の判断に委ねようとするものである。

政治が行政や自分自身を視つめる眼は厳しくなったが、このような判断をするのでは司法の存立の意義が問われる。単純に分かりやすく言えば、議員の海外視察は「慣行」として築き上げられた観光的視察であって、任期中に100万円以内で公費を使用できるという「役得」に過ぎない。それを「議会の裁量」という用語で覆い隠すことは大きな誤りである。

法治国家における法の解釈適用の場面では、裁判所が法律をどのように切れるよう磨き上げるのかが問われるが、本裁判所は法律をなまくら刀としていると評さざるを得ない。

当然上告することになる。